

## 令和6年度 地域の障がい児に対する支援体制と中核機能としての体制の確保に関する取り組みの実施状況(公表)

### 1.児童発達支援センター

法人名	事業所名
新潟市	新潟市立児童発達支援センター
中核機能区分	事業所の取り組み・体制
①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	<p><b>専門職の常勤配置と発達支援の実施</b> 言語聴覚士、心理士、保育士、社会福祉士、児童指導員、看護師、栄養士等、多職種の専門職を常勤で配置し、こどもの多様な発達課題にきめ細かく対応できる体制を整えています。</p> <p><b>保護者講座</b> 利用されている保護者を対象とした保護者講座を企画、実施しています。</p> <p><b>囑託医による療育相談</b> 継続した来所相談において、医学的な面からの理解が必要と判断されるお子さんと、受診への抵抗があるような場合に、囑託医による療育相談を実施しています。</p>
②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の児童発達支援事業所との情報交換会を年2回実施しています。</li> <li>市内の保育所等訪問支援事業所との情報交換会を年2回実施しています。</li> <li>市障がい福祉課と共催で障がい児相談支援事業所連絡会を年1回開催しています。</li> </ul>
③地域のインクルージョン推進の中核機能	<p><b>保育所等訪問支援</b> 保護者からの依頼により、お子さんが通っている保育園等を支援員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。</p> <p><b>地域支援</b> 一般市民向けの講座や福祉施設、保育園等の職員向けの研修会を開催しています。</p> <p><b>巡回相談支援</b> 保育園等の関係機関からの依頼により、巡回支援専門員が関係機関を訪問して、こどもの理解や対応の方法等の相談に応じています。</p>

<p>④地域の発達支援に関する入口としての相談機能</p>	<p><b>発達相談</b>  就学前のお子さんの発達や言葉に関する相談をお受けし、お子さんの様子を見ながら対応や環境調整などについて考えます。  <b>障がい児相談支援(計画相談)</b>  相談支援専門員が、障がい福祉サービス等の利用を希望するお子さんのサービス利用についての相談をお受けします。  <b>キッズこころん</b>  月2回、児童発達支援事業所を利用していない2～4歳のお子さんとその保護者を対象に、遊び場や発達に関する相談の場の提供、当センターの児童発達支援の体験を行っています。</p>
<p>第三者評価等</p>	<p>年1回の保護者評価、職員評価(保育所等訪問支援についてはこれに加え、訪問先施設評価)を行い、これらの結果を踏まえ、保護者の代表や関係機関等からご意見をいただいた上で、事業所としての自己評価を実施しています。  結果はホームページで公表しています。</p>
<p>職員研修</p>	<p>年間計画を作成し、計画に従って内部研修を行っています。また、外部研修の情報収集に努め、積極的に参加しています。</p>